

日南小学校・日南中学校 いじめ防止基本方針

策定：平成 25 年 9 月 28 日

(改定：平成 31 年 3 月 31 日)

(改定：令和 7 年 5 月 20 日)

I 基本方針

1 いじめに対する基本的な認識

(1) いじめの定義

(定義)

第2条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為が「いじめ」にあたるか否かは、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断をする。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることをさす（けんかであっても、その背景にいじめの疑いがあるため、被害性の見極めが十分に必要である）。

※「インターネット」によるいじめ行為は、当該児童生徒が知らない間に行われたり、瞬時に不特定多数の加害者が発生したりする恐れがあり、対応が遅くなり、深刻な事態になる可能性がある。

※「心身の苦痛を感じているもの」とは、当該児童生徒のきめ細かい観察、状況の客観的把握、親身な対応により、巧妙かつ複雑で見えにくいものも対象とする。

2 いじめ問題の理解

(1) いじめの理解

いじめは、重大な人権侵害・犯罪行為であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、絶対に許されない卑怯な行為である。いじめがエスカレートすると、心身に重大な危険を生じさせるおそれがあり、場合によっては生命を落とすことにもつながりかねない。

また、暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わり、加害も被害も経験することが多い。そして、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることによって、「暴力を伴ういじめ」とともに、重大な事態を生じさせることもある。

(2) いじめの構造に対する適切な対処

いじめは、どの児童生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうる可能性がある。また、いじめは、「いじめる子ども」・「いじめられる子ども」という二者関係だけで捉えることはできず、「周りではやし立てる子ども（観衆）」・「見て見ぬふりをする子ども（傍観者）」の存在が、いじめを助長させることも多い。

したがって、いじめは、すべての学校のすべての児童生徒に関係する問題であり、いじめられている児童生徒の立場に立ち、いじている児童生徒に対しては毅然とした対応と適切な指導・支援が必要である。

①全ての児童生徒に関わる問題

1)全ての児童生徒のいじめに対する理解と課題意識

2)全教職員による共通した課題意識の保持と組織的な取組（教職員が抱え込まないこと）

②大人の責務

1)保護者・家庭の責務

- ・規範意識を養い，加害者，傍観者にしない
- ・いじめを受けた場合，いじめから適切に保護

2)地域の責務

- ・地域と学校・家庭の連携による見守り（声かけ，相談等）
- ・いじめを助長する行動や風潮（弱者を嘲笑，暴力の肯定，異質な者の排除等）の抑制

(3) いじめの認知

いじめは，大人の目につきにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりする等，大人が気付きにくく，判断しにくい形で行われることが多い。これらのことを認識し，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階からの確に関わりを持ち，積極的にいじめを認知することが必要である。

軽い言葉で相手を傷つけたが，すぐに謝罪したことにより，教員の直接的な指導が行われることなく良好な関係を再び築くことができた場合等において，「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な判断による対処も可能であるが，この場合であっても，いじめに該当する可能性があるため，いじめ防止対策委員会を開き，事実確認，情報共有，審議と判断，対策協議をすることが必要である。

①積極的ないじめの認知

1)いじめを受けた児童生徒の立場に立つ

②学校組織によるいじめの認知

1)軽微と考えられる事例もていねいに調査

II いじめ防止等に関する基本的な考え方と取組

1 学校における考え方と取組

(1) いじめ防止のための方針と組織化

学校は，さまざまな教育活動を通して児童生徒，教師の人権意識を磨くとともに，いじめをしない，させない，許さない児童生徒を育てる教育活動を展開するための組織的・計画的な取組を推進しなければならない。そのためにも，学校の方針を策定し，児童生徒や保護者に示すことで，学校組織の一貫した対応を図るとともに，いじめを許さない環境づくりに努めることが必要である。さらに，全職員が組織的に対応するためには，いじめにつながる行為等の情報がもれなく集約され，いじめ防止対策委員会での認知の判断，全職員による組織的な解消への取組が行われなければならない。

そして，この方針に基づいて，いじめの未然防止と早期発見・解消に向けた取組を積極的に推進しなければならない。

①「学校いじめ防止基本方針」（年間を通じた総合的ないじめ防止のための計画等）の策定

- 1)国，県，町の方針に沿うとともに，保護者，地域住民，関係機関の意見も参酌
- 2)児童生徒の意見を取り入れる等，児童生徒が主体的で積極的に関わられるよう配慮
- 3)未然防止，早期発見・早期対応・解消等，いじめ防止全体に関わる内容を明示
- 4)学校評価への位置づけ等により，方針や取組，対応等を定期的に評価
- 5)ホームページの公開や保護者説明会の実施等による公表

②情報の共有，組織的な対応を行うための情報集約担当者の設置

- 1)1人ではなく，少人数のチームによる担当も可

③「いじめ防止対策委員会」を設置

- 1)いじめの理解，危機管理意識の高揚等によるいじめを許さない環境づくり及び研修等の充実

- 2)いじめと疑われる事案に対する対応（情報の収集・整理、情報の共有化、いじめかどうかの判断等）
- 3)いじめの被害者、加害者に対する支援や指導、保護者や関係機関との連携等の方針・方策の検討、決定

④生徒指導委員会、ケース会議等の活用

⑤「学校いじめ防止基本方針」に沿った危機管理マニュアルの策定

（２）いじめの未然防止

生徒指導はもとより、豊かな心を育む教育としての道徳教育や体験学習を通じた特別活動、また人権教育等を通じて、子どもたちの確かな社会性を養う教育活動を推進する。

①学校内における取組（体制の整備等）

- 1) 教職員の意識の高揚や指導力の向上、適切な対応等のための環境づくり
 - ・管理職のリーダーシップによる意識の高揚
 - ・教職員の日常のつながり、同僚性の向上
 - ・情報共有の方法・手順・内容の明確化（定期的な情報交換会の実施等）
 - ・教職員研修の実施
- 2) いじめの起こりにくい学校づくり
 - ・児童生徒間、児童生徒と教師、また保護者と教師との信頼関係の構築
 - ・民主的、自治的でお互いを認め合う集団づくりの推進
 - ・教師の受容的、共感的な態度による指導
 - ・道徳や特別活動をはじめとする全ての教育活動における人権意識、規範意識の醸成、また基本的生活習慣の定着
 - ・インターネット上のいじめを防止するための情報モラル等の指導
- 3) 児童生徒の実態把握及び理解と個に対応した適切な指導
 - ・各種調査による学級集団の理解や児童生徒個々の理解
 - ・配慮が必要な児童生徒の状況の理解と適切な対応
 - ・いじめに関する情報に対する真摯な対応
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - ・定期的な教育相談の実施
- 4) 児童生徒の自主的、自発的な活動の場の設定
 - ・学校行事、児童会・生徒会活動の企画・運営
 - ・ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等を利用した学習の実施

②家庭・地域と連携した取組

- 1) 家庭教育の推進
 - ・PTA 活動の活性化
 - ・保護者懇談会等の充実
 - ・保護者研修会の実施と参加の働きかけ
 - ・情報共有等による学校との連携、協力
- 2) 相談窓口の周知
 - ・学校への相談窓口の周知と相談の働きかけ（管理職、担任、養護教諭、SSW、SC 等）
 - ・関係諸機関への相談窓口の周知
- 3) 地域ぐるみによる青少年育成の協働体制
 - ・CS サポーター等との意見交換会の実施
 - ・学校運営協議会での情報交換会
 - ・関係諸機関（教育委員会、こども若者未来課、青少年育成協議会、警察等）との連携

③日南町教育委員会や関係諸機関との連携した取組

- 1) いじめ防止対策委員会への指導・助言
- 2) 教育相談活動への指導・支援
- 3) 教職員の指導力向上に関わる指導・助言
- 4) 保護者研修会等への指導・助言
- 5) 関係諸機関への対応・相談支援

(3) いじめの早期発見

いじめは、次第に複雑化・潜在化し大人の目の届きにくいところで発生していることから、日ごろからアンテナを高くし、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って事態を捉えなければならない。そして、そのような事態を把握した場合は早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

したがって、教職員はささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、また是对応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてを集約する担当を通じて組織に報告・相談しなければならない。

①的確な実態把握

- 1) 児童生徒の生活実態のきめ細かい把握
- 2) 日常の生活指導による実態把握
- 3) 各種アンケート・調査、教育相談等によるきめ細やかな実態把握
- 4) 加害者・被害者以外の児童生徒に対する当事者意識の醸成

②組織的な対応

- 1) 児童生徒がいじめに対して相談や情報提供をすることができる信頼関係の構築
- 2) 教員相互の情報共有がスムーズに行える環境づくり（相互信頼の職員づくり）
- 3) 児童生徒の言動を複数の目でとらえる連携機能の徹底と充実
- 4) 児童生徒や保護者の悩みや訴えを、積極的に受け止めることのできる相談体制と相談機能の充実

③連携の強化

- 1) 保護者や地域、関係諸機関との情報共有や連携

(4) いじめの早期対応と解消

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、情報について速やかに協議し、組織的な対応につなげる。

事実確認においては、いじめの被害にあっている児童生徒、その保護者の心情に十分に配慮しながら、問題解決に向けた理解と協力が得られるように努める。

基本的には、次の様な状態になったときをいじめが「解消している」と捉える。ただし、他の事情も勘定して慎重に判断することが必要である。

- ・いじめに係る行為がやんでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）
- ・被害者が心身の苦痛を感じていないこと（被害者本人及びその保護者に対し、面談等により確認）

①初期対応

- 1) 早急に詳細な事実確認（いつ、どこで、誰に、何をされた等を具体的に）を実施
 - ・いじめを受けた児童生徒とその保護者の立場に立った共感的な聞き取り
 - ・周囲の児童生徒への聞き取り（面談、アンケート等）
- 2) いじめを受けた児童生徒の保護者への丁寧な連絡

3) いじめに係る情報の記録保存

②いじめ停止のための対応

- 1) 表面的な現象のみにとらわれず、児童生徒の状況に留意した慎重な対応（性格や特性、友人関係や家庭環境等）
- 2) 警察との連携（著しい暴力、金品の恐喝等、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した場合は、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応）
- 3) 被害者の安全安心のため、いじめを行った児童生徒の別室での学習等を必要に応じて実施

③解消に向けた取組

- 1) 被害、加害の児童生徒、その保護者への継続した指導・支援（事実関係、今後の対応等についての共通理解、解消後の見守り等）
- 2) 周囲の児童生徒への支援（配慮が必要な児童生徒）や指導
- 3) 児童生徒又は保護者からの申立を大切に処理
- 4) 関係機関との連携や協力
- 5) 事案の振り返りとそれによる今後の校内体制や方針の見直し及び全教職員による共通理解

III 重大事態への対処等

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

※法第28条1項2号に規定された「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒の実情を十分に考慮し、上記の目安にかかわらず、調査を実施することも必要である。（児童生徒が、一定期間、連続して欠席しているような場合）

1 重大事態のとりえ

- 重大事態か否かは、法と児童生徒の状況とを照らし合わせて判断
- 児童生徒及び保護者から申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告や調査を実施（調査をしないまま判断をしてはならない。）

2 重大事態の報告

- 学校は、重大事態発生後、直ちに日南町教育委員会へ報告（調査主体、調査組織、調査内容について十分に協議）
- 日南町教育委員会は、学校からの報告の後、直ちに町長と鳥取県教育委員会へ報告

3 重大事態に係る学校の対応

- ①重大事態発生（疑い）時、日南町教育委員会へ報告

- ②日南町教育委員会の指導・支援やいじめ問題調査委員会による調査結果を踏まえた対処
 - ・いじめを受けた児童生徒や保護者への適切な支援（学校復帰支援、学習支援等）、指導
 - ・いじめを行った児童生徒に対する重大事態の自覚と謝罪の気持ちの醸成
- ③いじめを受けた児童生徒や保護者に対する調査結果の説明
 - ・適時、適切に、児童生徒のプライバシー保護に留意
- ④再発防止に向けた取組の検討と実施